

公 告

地方競馬教養センターから排出される馬糞堆肥の引取り公募につき、次のとおり公告に付します。

令和6年2月1日

地方競馬全国協会

地方競馬教養センター会計

契約担当役 松浦 修作

1 公告内容

- (1) 件 名 地方競馬教養センター 馬糞堆肥の引取りの公募
- (2) 引取物品 馬糞堆肥（厩舎敷料カット稲わら、飼料用乾牧草屑、し尿、蹄油等の混合物）
- (3) 数 量 5～8m³/日程度（複数者の場合は配分する可能性あり）
※ 排出量は、季節・飼養実頭数により増減する。
- (4) 引取場所 栃木県那須塩原市接骨木443 地方競馬教養センター内堆肥場
- (5) 引取期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 参加資格

- (1) 次の①～⑥に該当しないものであること。
 - ① 下記の者から、取引停止の措置を受けている期間中の者
農林水産省
日本中央競馬会
地方競馬主催者
 - ② 契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり協会職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑤ 次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

- (ア) 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団、その関係団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他団体、及びこれらと社会的に非難される関係を有すると認められるものをいう。）である者
- (イ) 反社会的勢力であった者
- (ウ) 反社会的勢力を利用する者
- (エ) 反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉、信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなす者
- (オ) 自らの主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証しない者
- ⑥ 本件に係る提出書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 応募手続等

- (1) 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒329-2807 栃木県那須塩原市接骨木443

地方競馬全国協会 地方競馬教養センター 庶務課 担当：川越

電話：0287-36-5511 FAX：0287-36-5513

E-mail：center@nar.keiba.go.jp

- (2) 仕様書等の交付について

【交付期間】

令和6年2月1日（木）から 令和6年3月15日（金）まで

【交付方法】

上記(1)にて直接交付を受ける場合は、必ず事前連絡のうえ、土曜・日曜・祝日を除く午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）に来所すること。（※ 必ず事前に連絡し、名刺を持参のうえ来所のこと。）

郵便またはメールによる交付を希望する場合は、上記(1)に連絡のうえ、交付を依頼すること。その際、競争参加資格の有無等について、確認することがある。（※ 郵便の遅配等による苦情は一切受け付けない。）

- (3) 現場説明会等について

開催日を定めた現場説明会は実施しないが、現地にて堆肥現物を確認することを推奨する。（※ 要事前連絡、土曜・日曜・祝日を除く午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。））

- (4) サンプルについて

上記の現地確認が難しい場合、希望者には堆肥現物を送付する。（一般の宅配便で送付可能な数量に限る。）ただし、その時点で堆肥場に集積されたものを送付するため、発酵進度の指定はできない。

- (5) 応募申込書・応募確認申請書の提出期限並びに提出先

令和6年3月15日(金) 午後4時まで

提出先：〒329-2807 栃木県那須塩原市接骨木443

地方競馬全国協会 地方競馬教養センター 庶務課 担当：川越

電話：0287-36-5511 FAX：0287-36-5513

(※ 提出は郵送可。ただし、郵便の遅配等による苦情は一切受け付けない。)

- (6) 引取数量の決定並びに連絡

令和6年3月18日(月) 午後1時以降 に随時通知する。

4 その他

- (1) 応募の無効

本公告に示した参加資格のない者の提出した申込書、応募者に求められる義務を履行しなかった者の提出した申込書、その他応募の条件に違反したものは無効とする。

- (2) 契約書の作成の要否 要

- (3) 引取りに係る諸経費は原則として引取者の負担とするが、教養センター近郊への運搬に限り、運搬費用を教養センターが負担することがある。

- (4) 詳細は仕様書による。

以上